

配信日時	2026/1/4 17:01:02	送信ID	15929
配信者	神奈川県		
対象サービス	施設入所支援、療養介護、医療型障害児入所施設		
対象地域	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町		

件名	【神奈川県からのお知らせ】令和7年度特別養護老人ホーム等の配置医師に係る現況調査 について
本文	<p>県所管域(指定都市及び中核市を除く) 指定障害者支援施設 指定療養介護事業所</p> <p>本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、医師の配置が義務付けられている特別養護老人ホーム等の施設における配置医師にあっては、当該施設の入所者の患者に対して行った診療について、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付において評価されているため、医療保険にて算定できる診療報酬項目に制限があるところです。</p> <p>このことを踏まえ、別添の令和6年3月27日付け保医発0327第9号厚生労働省保険局医療課長通知に基づき、医療保険の適正な給付を図る観点から、都道府県知事は当該施設の配置医師に係る情報等を把握し、必要に応じて市町村等に周知するよう努めることとされております。</p> <p>つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、標記の件について別紙様式により御回答くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、回答様式は、配置医師1名に対し1枚です。複数の配置医師が在籍している場合については、必ず全員分回答するようお願いいたします。</p> <p>※回答にあたっては、法人単位でとりまとめの上、メールでご提出ください。</p> <p>1 調査時点 令和8年1月1日</p> <p>2 調査対象 指定都市・中核市を除く県所管域における次の施設・事業所に配置されている医師 (1)指定障害者支援施設(生活介護を行う施設に限る。) ※ 病院又は診療所が合築又は併設されている場合も含む (2)療養介護を行う事業所</p> <p>3 回答方法 依頼文記載の担当者宛に電子メールにて回答</p>

4 回答期日

令和8年3月 24 日(火)

5 書式ライブラリ

「1. 神奈川県からのお知らせ」

→「1 神奈川県からのお知らせ」

⇒「令和7年度特別養護老人ホーム等の配置医師に係る現況調査について」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=1&id=3&page=1>